

■援助規定

第1条 援助金は、各団体の活動を活発にすることを目的とし、各団体に援助するものである。

第1条 全国大会出場等、特別な場合は、援助する。援助額については、当時の状況により定める。

附 則

- 1 この規定は、昭和 61 年 12 月 1 日から施行する。
- 2 この規定は、平成 23 年 7 月 1 日から改正施行する。
- 3 この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から改正施行する。

■学友会公用車規定

第1条 第一工科大学学友会は、これに属する各機関の活動を円滑かつ迅速にすることを目的として自動車を所有し、教学課に管理・運営を一任する。

第2条 1 貸し出しについて

- 1 借用は全て予約制とし、使用する日一週間前までに所定の借用願に必要事項を記入し、教学課に提出し許可を得るものとする（ただし、緊急の場合はこの限りではない。）。
- 2 借用の優先権は、学友会にあるものとし、各サークル、その他の順とする。ただし、個人への借用はできない。
- 3 使用中の自動車に関する一切の責任は、使用している期間の責任者がこれを負うものとし、貸出はその責任者宛とする。
- 4 自動車の鍵は、使用する期間の責任者又は同乗者が直接関係役員と受け渡しをしなければならない。なお、2名とも免許取得 1 年以上経過していて、ドライバーが 2 回生以上の者で、同乗者は 3 回生以上の者とする。

第2条 2 返却について

返却は自動車実習棟裏（教職員駐車場）とし関係役員によって、借用する時の状態（ガソリン満タン、車内外の清掃）を確認の上で返却すること。

第3条 自動車の燃料費は、執行委員会と各会が使用した分は執行委員会がこれを負担する。また、各サークルが使用した分は各自負担とする。

2 自動車の借用は、1 日単位とし、各サークルの大会、行事等の参加で、借用日数が 3 日を超える場合、使用に当たっての企画書又は大会の実施要綱のコピーを提出しなくてはならない。

- 3 自動車の使用中に事故が起きた際は、事故の理由如何にかかわらず原則として使用期間の責任者が全ての責任を負うものとする。
- 4 事故を起こした場合は、使用期間の責任者は、その事故の大小にかかわらず、1日以内に学友会に報告する義務を課する。

第4条 次にあげる項目に該当する使用期限には、罰則を与える。

- 1 事故を起こした場合、その事故の報告を、その大小にかかわらず怠った場合
- 2 第3条の2の企画書または実施要綱のコピーを事前に提出せずに使用した場合
- 3 以上の規定に反する行為を行った場合

以上の項目に該当した場合、次の罰則を与える。

★1か月以上1年以下の貸出し禁止。

なお、罰則の度合いは、役員会の話し合いの上で決定する。

附 則

- 1 この規定は、平成4年12月1日から施行する。
- 2 この規定は、平成23年7月1日から改正施行する。
- 3 この規定は、平成29年4月1日から改正施行する。
- 4 この規定は、令和3年4月1日から改正施行する。